令和２年度地方税制改正(案)について

総　務　省

令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）のうち、地方税関係（概要）は以下のとおり。

１　所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

◎　現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

○　登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

※　令和２年４月１日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用。

◎　使用者を所有者とみなす制度の拡大

○　調査(※1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする(※2)。

※１　住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。

※２　令和３年度分以後の固定資産税について適用。

２　未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置を講ずる。　※ 令和３年度分以後の個人住民税について適用。

◎　未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用

○　未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。（控除額 30 万円）
この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

◎　寡婦（夫）控除の見直し

○　寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額 500 万円（年収 678 万円））を設ける。

○　住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。

○　子ありの寡夫の控除額（現行：26 万円）について、子ありの寡婦の控除額（30 万円）と同額とする。

◎　個人住民税の人的非課税措置の見直し

○　上記の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者（18 歳以下の児童の父又は母）に限定しないこととする。

3　地方法人課税

◎　法人事業税の収入金額課税

電気供給業に係る法人事業税について、2020 年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源（※）を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直す。

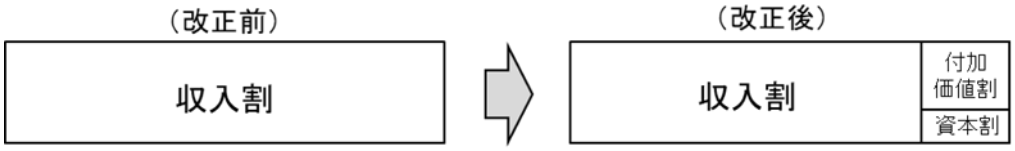
※　軽油引取税の課税免除の特例（汽力発電装置）の廃止及び固定資産税の課税標準の特例（送変電施設）の廃止等

○　課税方式・税率等　（令和２年４月１日以後に開始する事業年度から適用）

・発電・小売電気事業全体の２割程度の見直しを行う。

・税率は以下のとおり（特別法人事業税分を含む。）

税率区分	（改正前）		（改正後）		
資本金１億円超の法人	〈収入割〉 1.3%	⇒	〈収入割〉 1.05%	〈付加価値割〉 0.37%	〈資本割〉 0.15%
資本金１億円以下の法人等	〈収入割〉 1.3%	⇒	〈収入割〉 1.05%	〈所得割〉 1.85%	



＊　今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し（基準法人収入割額の 30%→40%）。

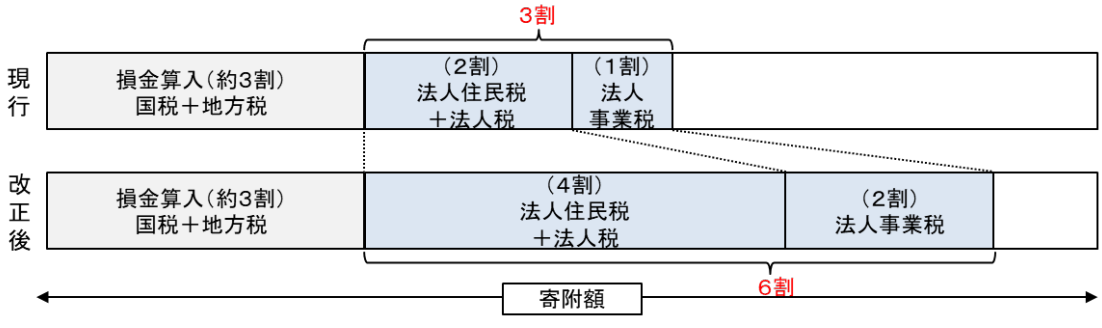
＊「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 22 年総税都第 16 号）において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する。

◎　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

○　地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充等の措置を講じ、適用期限を５年延長する。

・　税額控除割合を３割から６割に引上げ

※ 損金算入措置（約３割）と併せて最大で寄附金額の約９割の負担軽減



・　個別認定から包括認定に転換し、計画認定手続を簡素化

・　寄附時期の制限を大幅に緩和　等

◎　国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

○　地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

4　地方のたばこ税

◎　軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

○　国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（１本当たりの重量が１ｇ未満）１本を紙巻たばこ１本に換算する方法とする。

※令和２年 10 月から２回に分けて段階的に実施。

5　地方譲与税

◎　森林環境譲与税の見直し

○　令和２年度から令和６年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする等の措置を講ずる。

年度	譲与額		
	（改正前）		（改正後）
令和２年度・令和３年度	200 億円	⇒	400 億円
令和４年度・令和５年度	300 億円	⇒	500 億円
令和６年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒	左の額に 300 億円を加算した額

◎　航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長

○　航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を２年延長。

6　主な税負担軽減措置等

◎　固定資産税等の特例措置

○　ローカル５Ｇの設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）

○　浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）

○　新築住宅に係る税額の減額措置を２年延長（固定資産税）

○　新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を２年延長（固定資産税、不動産取得税）

7　納税環境整備

◎　地方税共通納税システムの対象税目の拡大

○　地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告及び納入を電子化。　※ 令和3年 10 月1日以後に行う申告及び納入について適用。